



三井住友海上きらめき生命

# News Release

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

人事総務部 〒101-8458 東京都千代田区神田錦町 3-11-1 TEL:03-5282-7111 (代表)

No.2007-7

2007年6月28日

そなえ × そなえ あれば うれい なし。

## 保険料払込免除特約 **新発売**

三井住友海上きらめき生命の保険がさらにやさしく、さらにグレードアップ  
お手頃な保険料で、特定疾病から特定障害状態、要介護状態まで幅広く払込免除を保障

三井住友海上きらめき生命保険株式会社（社長：内田進、本社：東京都千代田区）は、このほど「保険料払込免除特約」を開発し、2007年7月2日に発売します。

万一のときに備えて保険に加入しても、途中で保険料が払えなくなれば肝心のときに保障が得られないという事態になりかねません。このような場合を想定し、例えば病気等で働くことができなくなり保険料の払込が困難となるような場合でも、大事な保障が継続できるようにすることを目的として本特約を開発したものです。

本商品の主な特長は次のとおりです。

### 特長1 払込免除となる事由を幅広く設定

特定疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態に該当したとき、または国民年金障害等級1級相当の特定障害状態や要介護状態に該当したときに、以後の保険料の払込を免除します。

重度の病気から要介護状態まで、世帯収入が減少する一方で支出が増加し保険料の払込が困難となるいわゆる“生きるリスク”に幅広く対応し、解約を余儀なくされたり失効したりすることなく大事な保障を継続いただけます。

### 特長2 当社主要商品に幅広く付加可能

MS終身、収入保障保険、新医療保険など、死亡保障性の商品から医療保障性の商品まで、当社の個人向け商品の主要ラインアップに付加できます。

（主契約に付加されている各種特約の保険料も払込免除の対象となります。）

### 特長3 お手頃な保険料負担

例えば、60歳払込満了のご契約であれば、本特約を付加しても保険料は約5%のアップ（被保険者が男性の場合）と、ご加入いただきやすい水準となっています。

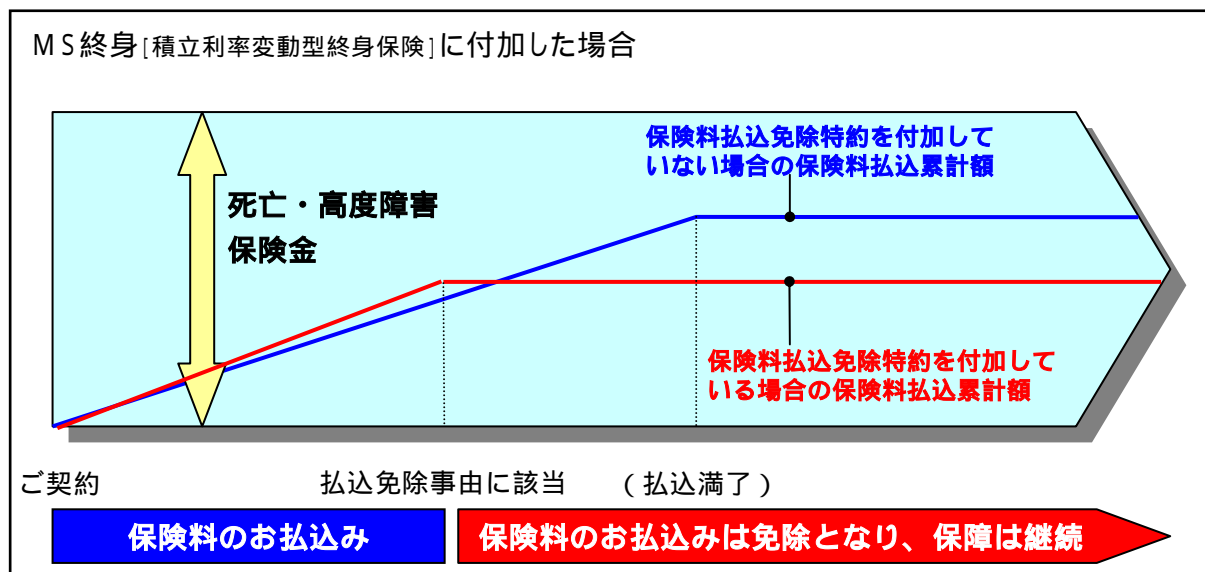
### 特長4 保険料払込免除の代理請求が可能

同じく7月から取扱を開始する「代理請求特約」を併せてご契約に付加することにより、被保険者でもあるご契約者の方が払込免除を請求できない特別な事情がある場合、代理人の方が払込免除を請求できますので、請求手続の面でもさらに安心が加わりました。

本件に関するお問い合わせ先 三井住友海上きらめき生命保険株式会社

人事総務部 社会コミュニケーショングループ長 山口 高顕 : 03 - 5282 - 8505  
企画部 商品開発グループ長 新山 邦紀 : 03 - 5282 - 8528

## 1. 仕組図



## 2. 保障内容

払込免除事由		
特定疾病	悪性新生物 (ガン)	被保険者が責任開始期以後に生まれて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、上皮内ガン(子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン等、病変が上皮内に限定しているもの)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始期から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
特定障害状態	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、所定の特定障害状態に該当したとき	
要介護状態	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により要介護状態に該当し、その要介護状態が180日以上継続していると医師によって診断確定されたとき	

上記の保険料払込免除事由の他、「所定の身体障害の状態」等、主契約の約款に定める保険料払込免除事由に該当した場合にも、保険料の払込が免除されます。

### 3 . 保険料例

#### (1) MS終身 [ 積立利率変動型終身保険 ]

基本保険金額：500万円、保険料払込方法：月払・口座振替扱

契約内容 払込期間	30歳・男性			30歳・女性		
	保険料 払込免除 特約付	主契約 のみ	比率 ( ÷ )	保険料 払込免除 特約付	主契約 のみ	比率 ( ÷ )
60歳満了	10,773円	10,270円	104.9%	9,993円	9,375円	106.6%
65歳満了	10,071円	9,240円	109.0%	9,133円	8,395円	108.8%

#### (2) 無解約返戻金型収入保障保険

定額型・B型、最低支払保証期間：5年、基本年金月額：15万円、

保険料払込方法：月払・口座振替扱

契約内容 保険期間 ・払込期間	30歳・男性			30歳・女性		
	保険料 払込免除 特約付	主契約 のみ	比率 ( ÷ )	保険料 払込免除 特約付	主契約 のみ	比率 ( ÷ )
60歳満了	5,884円	5,610円	104.9%	3,933円	3,690円	106.6%
65歳満了	7,782円	7,140円	109.0%	4,944円	4,545円	108.8%

### 4 . 取扱範囲

#### (1) 付加対象保険種類

MS終身 [ 積立利率変動型終身保険 ]、MS終身 [ 積立利率変動型終身保険 ( 低解約返戻金型 ) ]、  
積立型終身保険、5年ごと利差配当付積立型終身保険、無解約返戻金型収入保障保険、  
定期保険、定期保険 ( 低解約返戻金型 )、新医療保険、医療保険

#### (2) 契約年齢範囲

15歳～65歳 かつ 主契約の契約年齢範囲内

#### (3) 主契約の保険料払込期間

5年以上 かつ 払込満了年齢70歳以下 ( 保険種類および契約年齢により異なります )

### 5 . その他 ～ 「代理請求特約」の新設・取扱開始

代理請求特約は、被保険者ご本人が重篤な状態で意思表示能力を失っているケースや、ご本人に「ガン」等の傷病名を告知されていないような場合等、特別な事情があるときに、被保険者の代理人が保険金等や保険料の払込免除を請求できるようにするための特約です。

被保険者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、同居・同一生計の3親等内の親族や、被保険者の療養看護に努めまたは被保険者の財産管理を行っている者などを予め代理人 ( 指定代理請求人 ) として指定することができます。

なお、本特約の付加対象は新医療保険および新ガン保険以外の、当社で販売している全保険種類となります。( 新医療保険および新ガン保険では本特約を付加せずに代理請求が可能です。 )